

第5回 ふるさと納税研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年8月7日（火）17：00～19：10
- 場 所：総務省5階 第4特別会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、小田切委員、桑野委員、佐藤委員、千葉委員、
西川委員、長谷川委員、畠山委員
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、
林崎市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 個別の論点・課題等の整理
- (3) その他

【配布資料】

- 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等
- 都道府県と市区町村の関係について
- 税額控除の割合と限度額
- 所得税との関係について
- 「ふるさと納税」制度設計の基本的考え方
- 事務執行面の課題について
- 各国の寄附金税制等の状況

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【都道府県と市区町村の関係について】

- 寄附を巡って、同じ地域にある基礎自治体の市町村と広域自治体の都道府県が競争するのはよくないのではないか。
- 北海道の自治体に対して寄附が多いとの見方もあるが、その場合でも北海道にではなく、北海道内の市町村に寄附する人が多いのではないか。
- 市町村に寄附がいきやすいという気もするが、逆に、ポテンシャルを考えて、都道府県に寄附をしてトータルでバックアップするという場合もあるのではないか。市町村まではよくわからない場合の寄附をする者にとっての便宜であり、寄附者の判断にまかせればいい。
- 県の中で自分が知っているところには愛情があるが、一方で、全然知らないところもあるということもある。納税者が寄附したいところを対象とするというのが最大公約数。
- 自分の納めた住民税の4割が都道府県に行っているということを、ほとんどの納税者は意

識していないのではないか。

【税額控除の割合と限度額】

- 寄附税制を作るのが目的ではなく、住民税を中心にいかに「ふるさと」への思いを実現するかが目的。個人負担は寄附全般には当てはまる話であるが、「ふるさと納税」は本来「ふるさと」への税の移転の問題であり、便宜上寄附税制を使っているにすぎない。ふるさとに対する寄附なら全額控除すべき。
- 「ふるさと納税」は負担が増えることを納税者に求めるものではない。納税者の負担が増えるという制度はよくない。国民の理解を得るためには、一定の上限は必要だが、その上限までは100%税額控除すべき。
- 社会に貢献したいという個人の気持ちを活かすことは重要だが、それは一般の寄附税制の拡充で対応すべき。
- 制度を利用する人にとっては、全額控除の方がわかりやすい。しかし、税額の1割を控除できるとなると、都市部など減収となる自治体の中には財政的に苦しくなるところが出る。
- 持ち出しというのは、志と思っていたが、基本の哲学に戻ると、志を期待しているのではなく、どこに納めるかの選択を国民に委ねるということであり、その哲学からすれば全額控除に賛成。
- 全額控除するにしても、所得税が所得控除のままでは、住民税と所得税合わせた軽減率が100%を超えてしまう可能性があるので、住民税の税額控除をある程度抑えるという考え方もある。
- 全額控除はすっきりするが、どうせ払うものならどこへ払ってもよいといった軽率さを招く可能性がある。「ふるさと」を限定しないことで、好きなところに払えることとするのであるなら、せめて多めに出すということで、その人の決断を試すことが大事。それにより、過度な税の流出も抑えられる。仮に全額にするなら下限額を高めを設定することを考えるべき。
- 「ふるさと納税」については、個人の持ち出しは是非必要。志を活かせるよう80%控除などの選択を可能にできないか。

【所得税との関係について】

- 税額控除の割合については、住民税から半分、所得税から半分とすべき。所得税は、所管外の議論とはいえ、国の政策として税収格差の是正に責任を持つべきであり、国からも一定の関与、応援があってもよいのではないか。
- 国から地方へ財源を移すことと、「ふるさと納税」は別の議論。国と地方の問題は、「ふるさと納税」でうやむやにしていけない。所得税から切り離して住民税で完結させる方がわかりやすい。
- 減収分の2分の1を、国が特別交付税などで地方自治体に財政上還付するような制度が必要なのではないか。国がある程度関与して地方自治体だけに負担させないようにすべき。
- 所得税からも税額控除とするのは難しいのではないか。まずは住民税というように、順番があってもいいのではないか。

- 減収が出た地方団体に対して、国から財政補てんすることは、納税者が住所地以外の地方団体に移した額を、マッチングし、補てんするというもの。実現性は別として、提案するのはおもしろいのではないか。
- 住民税と所得税それぞれから半分ずつ税額控除する方式だと、国が動かなければ、効果が実現できないが、住民税のみから全額税額控除し、国が財政補てんするという案は、たとえ国の税務当局が動かなくても、納税者に対する効果は確保できる。

【「ふるさと納税」制度設計の基本的考え方】

- 「ふるさと納税」をややこしい話にすべきではない。簡便でやさしい制度にして、国民に伝えることが重要。
- 制度のディテールについては大事なところだけを抑え、できるだけ納税者に任せる仕組みにするのがよい。
- 現行制度と比べて、適用者の数が1桁違う効果が出るくらい、わかりやすく使いやすい仕組みにしなければいけない。
- 「ふるさと」への思いは大事だが、現実性も大事。「ふるさと納税」の仕組みを制度として実現させないといけない。

【事務執行面の課題について】

- 確定申告を要するかどうかで、制度は大分違う。株式譲渡に係る課税の関係で、特定口座を導入したときは、いかに確定申告を行わずに手続を完了させるかが議論になった。
- 現在の住民税は、確定申告をもって市町村にも申告があったものとする、みなし申告がほとんどである。住民税で完結する仕組みにして簡易な申告方法を導入し、市町村に申告が多く来た場合に、対応できるのか。
- 確定申告を行う者の多くは、還付を受けられるから行っている。「ふるさと納税」を行う以上、確定申告を行うくらいの志はないといけないのではないか。
- 住民税のみであれば、簡易な申告方法として、寄附金受領証を往復はがきなどにして、そのまま住所地の市町村に行くような制度も可能ではないか。

【その他】

- 募った寄附金に関しては用途状況の公開など透明性の確保が重要である。納税者は現実的であり、「ふるさと納税」を行った自治体から何らかの見返りが得られるなどの特典があってもよいのではないか。
- 寄附金の使い途をどうするか、などの受け皿の整備は、税制の話ではなく、自治体の努力でやっていただくものではないか。

【今後の予定】

次回は、8月28日（火）17：00～19：00。場所等は追って連絡。

（以上）